

# 公示送達書

所沢市告示第 60 号

令和8年2月27日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長

小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書類の名称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

# 公 示 送 達 書

所沢市告示第 61 号

令和 8年 2月27日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 ( 所 在 地 ) 及 び 氏 名 ( 名 称 )

# 公 示 送 達 書

所沢市告示第 62 号

令和 8年 2月27日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書類の名称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

所沢市告示第 63 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項に基づき、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、所沢市街づくり計画部建築指導課において閲覧に供する。

令和8年2月27日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1. 指定に係る道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号道路

2. 指定の年月日

令和8年2月26日 所建指第319号

3. 指定道路の位置、幅員及び延長

所沢都市計画事業 下安松東土地区画整理事業区域内の以下の道路

路線名	幅員	延長
区画道路6-1	6.0m	97.8m
区画道路6-2	6.0m	56.7m
区画道路6-3 (一部地区外を含む)	4.1~6.0m	151.8m
区画道路6-4	6.0m	118.6m
区画道路6-5 (一部)	6.0m	339.6m
区画道路5-1	5.0m	45.9m
区画道路5-2	5.0m	50.0m
区画道路5-3	4.8~6.0m	15.1m
区画道路4.2-1	4.0~4.2m	192.8m
区画道路4.2-2	4.2m	34.3m
区画道路4.2-3	4.2m	59.7m
区画道路4.2-4	4.2m	79.6m
区画道路4.2-5	4.2m	18.2m
区画道路4.2-6	4.0~4.2m	47.2m
区画道路4.2-7	4.1m	26.8m

【整理番号：4】

所沢市告示 第 64 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、  
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 8 年 2 月 27 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 許可番号 令和 7 年 11 月 14 日  
第 29R070251 号
- 2 検査済証番号 令和 8 年 2 月 26 日  
第 36R07047 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
所沢市若松町2010番1、2010番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺一裕

所沢市上下水道告示第17号

公共下水道による供用を開始するため、下水道法第9条の規定に基づき次のとおり公示し、一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

- 1 下水道の供用を開始する年月日  
令和8年3月13日
- 2 下水道の供用を開始する区域  
三ヶ島三丁目、三ヶ島五丁目の各区域の一部  
区域は別図のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 4 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号  
荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センター
- 5 縦覧場所  
所沢市上下水道局庁舎3階 上下水道局下水道整備課
- 6 縦覧期間及び時間  
令和8年2月27日（金）から令和8年3月12日（木）まで（土曜・日曜を除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで